

平成26年 3月
警察庁交通局

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成26年1月24日から同年2月22日までの間、道路交通法施行令の一部を改正する政令案、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則及び運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則の一部を改正する規則案に対する意見の募集を行ったところ、18件の御意見を頂きました。

道路交通法施行令の一部を改正する政令、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令及び道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

- (1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第63号）
- (2) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成26年内閣府令第17号）
- (3) 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則（平成26年国家公安委員会規則第2号）

2 命令等の案を公示した日

平成26年1月24日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、要約をした上で掲載しています（頂いた御意見については、要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 18件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	15件
電子メール	3件
F A X	0件
郵送	0件

道路交通法施行令の一部を改正する政令案等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 道路交通法施行令の一部を改正する政令案関係

(1) 一定の病気等に係る運転者対策の推進

ア 一定の病気に該当すること等を理由として運転免許の取消しを受けた者が運転免許を再取得する際の講習を免除することについて

この項目に対しては、改正案に賛成の立場から、

再取得時講習を免除することは当事者・患者本人について自己申告を促すこと等になるため、評価できる。

といった御意見がありました。

イ 特定取消処分者が運転免許試験を受けようとする際には、仮免許の保有及び一定の路上練習の実施の受験資格を要しないことについて

この項目に対する御意見はありませんでした。

ウ 一定の病気に該当すること等を理由として運転免許の取消しを受けた者のうち運転免許試験の一部免除の対象とならない者を定めることについて

この項目に対しては、

一部免除の対象とならない者の規定が分かりにくいので、もう少し分かりやすい記載にしてほしい。

といった御意見がありました。

道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号。以下「改正法」という。）により、一定の病気に該当すること等を理由として運転免許（以下「免許」という。）を取り消された者について、運転免許試験（以下「試験」という。）の一部免除が認められた趣旨は、当該者が病気への罹患等という本人に帰責性のない事由により免許を取り消された者であることに鑑み、免許を再取得する際の再受験の負担を軽減することにより、病状の正しい申告を促すことにありますが、今回の政令案については、このような負担軽減策の対象とすべきでない者として、本来、病気とは異なる理由により免許が取り消されるべきであった者等を定めることとしたものです。

具体的には、

- ・ 一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消されたため、一般違反行為等をしたことを理由とする免許の取消しを受けなかった者
- ・ 基準該当初心運転者で、再試験の通知を受ける前又は再試験の通知を受けた翌日から起算した期間が通算して一月となる日までの間に一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消されたため、再試験を受けなかったもの
- ・ 再試験を受けた後、一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消されたため、再試験の結果、自動車等を安全に運転するために必

要な能力を現に有しないと認められたことによる当該免許の取消しを受けなかった者

等を規定していますが、警察庁においては、今回の政令の内容の周知徹底に努めることで御指摘の点に対応してまいりたいと考えています。

エ 一定の病気等に該当する疑いがある者に対して運転免許の効力を停止することができる場合を定めることについて

この項目に対しては、

暫定的な免許停止の対象者は、全く事故を起こしていない場合でも、暫定的免許停止の対象者となり得る場合はあるのか。

正直かつ正確に主治医に申告しやすい制度設計と、その間の代替交通手段や何らかの負担軽減策などが必要と思われる。

といった御意見がありました。

免許を受けた者が一定の病気に該当することとなったと疑う理由があるとき等においては、臨時に適性検査（以下「臨時適性検査」という。）を行うことができることとされていますが、病気等の疑いの把握から臨時適性検査や行政処分がなされるまでには一定の期間が必要となります。

そこで、これらの者が自動車等を運転することにより発生する危険を防止する観点から、改正法により、3月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができることとしたものです。

この規定による効力の停止は、免許を受けた者が「交通事故を起こし、かつ、当該交通事故の状況から判断して」一定の病気等に該当する疑いがあると認められるときのほか、「これに準ずるものとして政令で定めるとき」に行われることとされていますが、今回の政令においては、「これに準ずるもの」として、「交通事故を起こし、かつ、当該交通事故の状況から判断し」とときと同様の蓋然性が認められる「医師の診断に基づ」く場合にも、免許の効力の停止を行うことができるようにしたものです（交通事故を起こしていない場合でも、医師の診断に基づく場合にはこの規定による免許の効力の停止の対象となります。）。

主治医に相談しやすい環境の整備や負担軽減策については、警察庁においても、改正法において、一定の病気に該当すること等を理由に免許を取り消された者に対する試験の一部免除等を定めるとともに、今回の政令案においても、取得時講習の免除を行うこととしてしているところですが、これらの者に対する総合的な支援策は、警察だけで行うものではなく、政府全体で取り組むべきものであるため、関係機関に対して働き掛けを行っているところです。

(2) 環状交差点における交通方法の特例に関する規定の整備

ア 環状交差点における合図の時期及び方法について

この項目に対して、

環状交差点内での後退を想定して合図の方法を定めているが、同交差点内での後退は危険であり、渋滞の原因ともなることから、後退禁止と

すべき。

環状交差点における交通方法や合図の方法は、交差点内が1車線であることを想定して定められているが、交差点内が2車線以上の大きなものは想定されないのか。

との御意見がありました。

環状交差点においても、緊急事態が発生した場合等には後退が必要となることが想定されることから、その際の交通事故等を防止するため、改正法により、環状交差点において後退するときは合図を行わなければならないこととされましたが、今回の政令案は、その後退をするときの合図の時期及び方法として、その行為をしようとするときに後退灯をつけること等を規定することとしたものです。

また、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）が環状交差点として想定している対象とは、環状部分が全体として1つの交差点と認められるものであることから、複数車線が設置されるような広い場所で必要となる合図（車線変更）の方法等については規定していません。

イ 臨時適性検査を行う要件である基準行為に環状交差点における違反行為を加えることについて

この項目に対する御意見はありませんでした。

ウ 環状交差点における交通方法に違反する行為に係る基礎点数及び反則金の額を定めることについて

この項目に対する御意見はありませんでした。

(3) その他

ア 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための応急の対策として実施する放射線量の測定等のため使用する自動車を緊急自動車に加えることについて

この項目に対して、

「放射線量の測定」を「放射性物質若しくは放射線量の測定」と修正すべき。

「放射線量の測定（このための要員及び放射線測定機器等を運搬する車両を含む。）」と修正すべき。

との御意見がありました。

従来から、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」といいます。）第13条第1項各号においては緊急用務と言える用務のみを規定していますが、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）においては、緊急事態応急対策として「放射線量の測定」と規定されている（同法第26条第1項第2号）ことを踏まえ、改正案のような規定としたものです。

また、ここでは、「放射線量の測定（中略）のため使用する自動車」と規定しており、放射線量の測定を行う特別の構造又は装置を有する自動車に限られず、放射線量の測定を行うための放射線測定機器と当該機器を取り扱う者を運搬して放射線量を測定する自動車も含まれる表現としているため、改めて御指

摘のような規定を設ける必要はないと考えています。

このほか、

交通事故防止の観点から「独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人放射線医学総合研究所」を削除するべき。

との御意見がありました。

独立行政法人日本原子力研究開発機構及び独立行政法人放射線医学総合研究所は、原子力災害対策特別措置法に基づく指定公共機関であり、また、両法人が有するモニタリングカーは、原子力災害時に活用することが有用であると考えられることから、改正案において両法人を規定することとしたものです。交通事故防止に関しては、関係機関を通じて、緊急自動車の運転者に対して研修の受講を促すなどにより、交通事故防止に努めてまいりたいと考えています。

イ 放置違反金収納事務を委託した場合における規定の整備について

この項目に対する御意見はありませんでした。

ウ 運転免許証の更新を受けなかったため違反行為等を理由とする免許の取消しを受けなかった者を運転免許試験の一部免除の対象から除くことについて

この項目に対する御意見はありませんでした。

2 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案関係

(1) 一定の病気等に該当するかどうかの判断に必要な質問をするための質問票の様式を定めることについて

(2) 免許を受けた者等が一定の病気等に該当するかどうかを調査するための報告徴収に関する報告書の様式及びその方法を定めることについて

これらの項目に対しては、

5年以上前の症状については考えなくてもいいのか。

質問3について、「過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまったことが週3回以上ある」とあるが、過去5年間ずっと継続的に毎週3回以上眠り込んでしまっているという場合を指すとの誤解が生じるおそれがあるのではないか。

質問4について、「絶えず体内にアルコールが入っている状態」とはどの程度の状態なのか、「医師から飲酒をやめるよう助言を受けている」には肝臓や腎臓など内科的疾患によるものも含まれるのかなど、理解しづらいので、分かりやすい表現にすべきではないか。

質問5について、「医師の助言」の有無を申告することとしているが、医師の判断にはばらつきがあり、公平性・安定性が担保されないことになるのではないか。

また、運転免許の可否判定を医師一人に任せるという過大な負担を強いており、築いてきた患者と医師との信頼関係を阻害する要因になるのではないか。

質問5について、医師の助言の有無の質問の前に、医師への相談等の有

無を追加してはどうか。

質問票等には、作成日時と報告者署名のみであることから、作成者の特定が困難であるので、改正前のように、申請書の裏面等を活用し一体化させるなど検討願いたい。

との御意見がありました。

質問1～3において、過去5年以内に限って症状の有無を質問している理由は、免許証の有効期間が最大で5年であり、5年以内にその更新を受けることとなるほか、一定の病気等の再発の有無を判断するために要する期間のうち最長のものが5年であるためです。

質問3については、過去5年以内において一度でも週3回以上眠り込んでしまったことがある場合を意味していましたが、御指摘のとおり、意見公募を実施した案ではその点が分かりにくい表現となっていましたので、趣旨が明確となるよう修正することとします。

質問4において、「絶えず体内にアルコールが入っている状態」とは、連続的に飲酒を繰り返すことにより、体内にアルコールが入っている状態が継続していることを指し、「病気のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けている」は、内科的疾患等を理由に医師から飲酒をやめるよう助言を受けている場合も含むものです。

質問5については、医師が行う助言は、相談に基づくものであるかどうかを問わず、専門的な知見に基づくものであり、その助言の有無を問うことは、一定の病気等に該当するかどうかの判断に必要な質問をするという質問票制度の趣旨からも適当であると考えております。

なお、これら質問票の各質問について、「はい」と回答・報告した場合も、直ちに免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている免許を取り消され若しくは停止されるものではなく、臨時適性検査等を経た上で、自動車等の安全な運転に支障を生じるおそれがある症状があるかどうかを確認され、免許の拒否等の判断がなされることとなります。

また、こうした質問票等の内容については、関係学会及び団体との十分な検討を重ねてきたところですが、改正法が施行されるに当たっては、その制度の内容について周知してまいりたいと考えております。

加えて、改正法の施行後においては、質問票等の回答・報告者の特定に遺漏がないようにすることも含め、適切な運用を行ってまいります。

- (3) 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習のうち、一時限、運転シミュレーターを使用することができることとされていた基本操作及び基本走行に係る教習について、実車を使用することができることとするについて

この項目に対する御意見はありませんでした。

- 3 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則及び運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則の一部を改正する規則案関係

この規則案に対する御意見はありませんでした。

なお、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の改正規定については、改正法による法の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であることから、行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第4項第8号に基づき、意見公募手続を実施しておりません。

4 その他

政令案等の内容に対する御意見ではありませんが、改正法の内容についての御質問があったほか、一定の病気に該当すること等を理由として免許の取消しを受けた者に対する負担軽減等についての御意見、悪質自転車利用者に対する交通指導取締りの強化についての御意見等がありました。

警察庁においては、改正法の施行に向け、その内容の周知に引き続き努めるとともに、頂いた御意見については、今後の交通安全対策の参考とさせていただきます。